

ドレッセ WISE たまプラーザ

1号施設等 使用ガイド



一般社団法人ドレッセ WISE たまプラーザエリアマネジメント

目次

「ドレッセ WISE たまプラーザ 1 号施設等」の趣旨	1
使用概要	2
使用にあたっての手続き	6
使用における留意事項	11
反社会的勢力の排除	11
お申込みの取り消し（キャンセル）	12
使用の不承認	13
承認の取り消し・使用の中止	14
関係諸官庁への届出	14
指定会社及び立会い	15
催事等の内容の公開	15
使用時の注意事項	16
原状回復の義務	17
禁止事項	18
その他	19
貸出備品と設営ポイント	20
参考：使用レイアウト例	22
参考：実施イベント	23
参考：申請書類等	24

「ドレッセ WISE たまプラーザ 1 号施設等」の趣旨

はじめに、ドレッセ WISE たまプラーザは、「暮らしと住まいのデザイン-モデル地区（たまプラーザ駅北側地区編）」および「たまプラーザ駅北地区地区計画」に基づき、保育・子育て支援機能、身近な就労機能、多世代コミュニティ交流機能や日常生活を支える利便機能を備えた施設の誘導を図り、機能の連携による相乗効果を生み出す生活拠点の実現を目指した事業です。

その目的を達成する為に「たまプラーザ駅北地区地区計画区域内（A地区）における認定基準」における「1号施設等の一時使用」に基づき、一般社団法人ドレッセ WISE たまプラーザエリアマネジメント（以下「エリマネ」という。）は地域の特性を活かし、魅力を高めるまちづくり活動を行っています。

あわせて当施設についても、「にぎわいの創出や憩いの空間形成等、地域のまちづくりに資するもので、エリアマネジメント組織が取り組む行為（以下「催事等」という。）」について、使用が認められています。

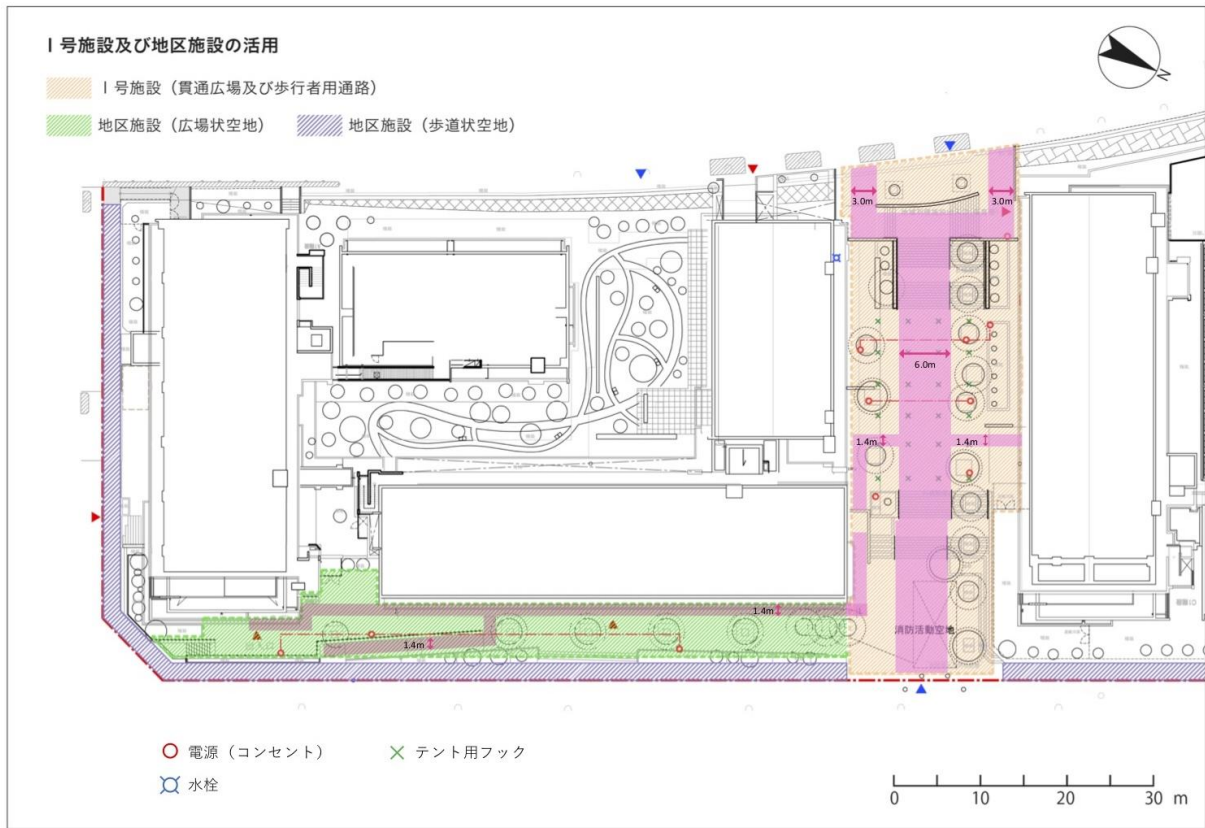
従いまして、ドレッセ WISE たまプラーザ 1 号施設等のご使用に際しては、本使用ガイドや諸法規を十分にご理解のうえ遵守し、来街者等の安全面に最大限配慮した、円滑な実施運営を行っていただくようお願い申し上げます。

本施設の使用にあたっては、当該目的を理解し、本使用ガイドを遵守したうえで可能となります。

使用概要

■使用対象施設

本施設で使用可能な範囲は、1号施設及び地区施設となり、以下の通りです。



<使用イメージ>



1号施設
(貫通広場)



地区施設
(広場状空地および歩道状空地)

■設備

使用可能な設備は、以下のとおりです。予約のときにエリマネへご相談ください。

●催事等用電源 5 回路

A 回路（合計 20A まで）： 3 か所、各 15A まで

B 回路（合計 20A まで）： 2 か所、各 15A まで

C 回路（合計 20A まで）： 1 か所、各 15A まで

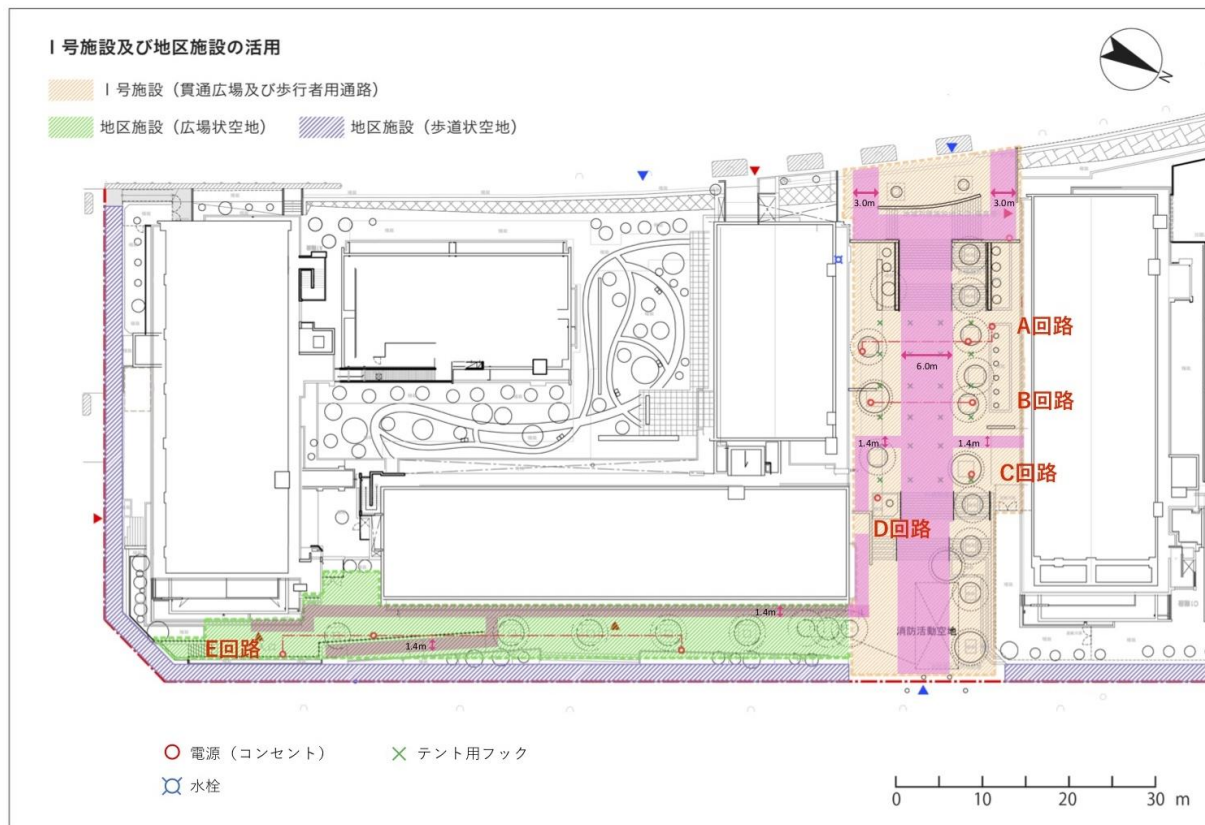
D 回路（合計 20A まで）： 1 か所、各 15A まで

E 回路（合計 20A まで）： 3 か所、各 15A まで

●イベント用水栓 1 か所

●イベント施設固定用フック 24 か所

●配線用グレーチングカバー 3 か所



■使用料金

使用料金は、以下の「使用料金表」のとおりです。

●使用料金表

会場	料金	開催日前後の 設営・撤去
貫通広場	55,000 円/日	55,000 円/日
広場状空地	33,000 円/日	33,000 円/日

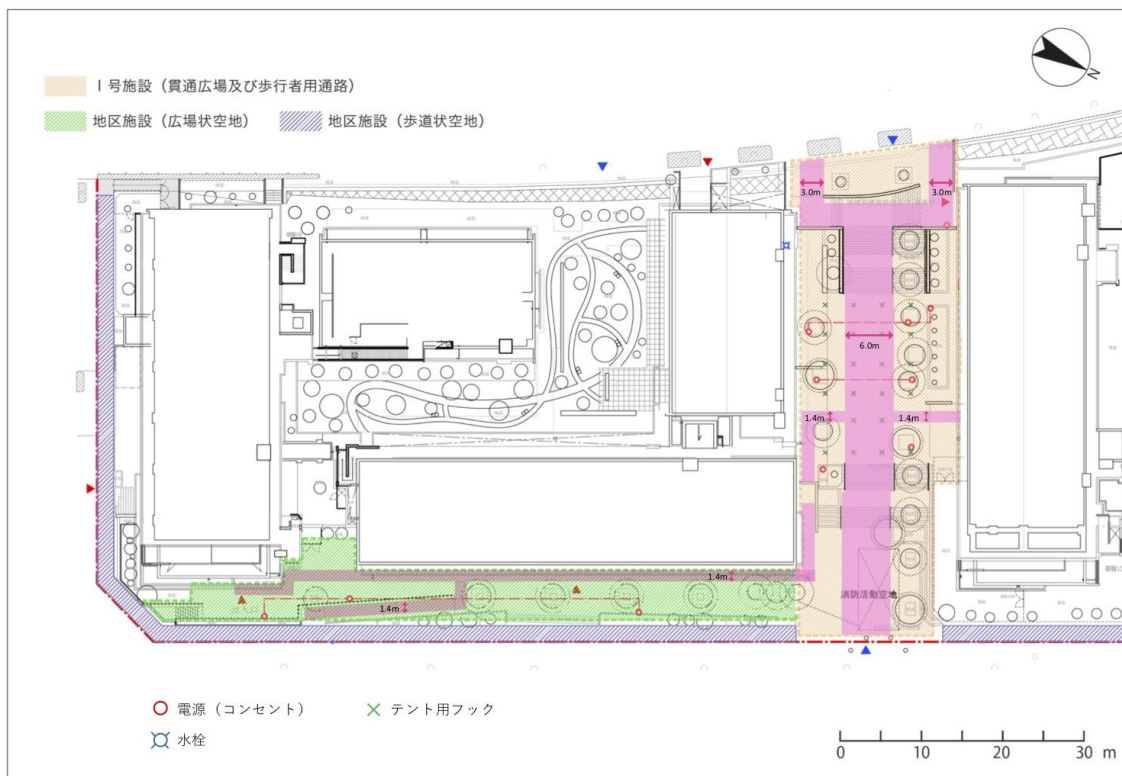
※税込

※「貫通広場」「広場状空地」それぞれ1ヶ所あたりの使用料金となります。

※「歩道状空地」については利用条件、利用については、ご相談ください。

※時間貸し・部分貸しはいたしません。

※美しが丘連合自治会や地域商店街、住民創発プロジェクト認定団体、エリマネが指定する団体の活動、その他たまプラーザのまちづくりに資する活動は無償とします。ただし、お申込み内容によって使用料が発生することがあります。※たまプラーザのまちづくりに資する活動と認定するためのエリマネの審査があります。



■使用可能日

使用可能日
月・火・金・土・日 ※年末年始、お盆期間などを除く

※催事内容および状況により、開催可能日を変更させていただくことがあります。また、施設運営に支障が無いと認められる場合に限り、上記日程以外にも実施いただける場合があります。事前に実施内容をご相談ください。

■使用可能時間

イベント開催可能時間	設営・撤去可能時間
8:00 ~ 20:00	8:00~21:00

※催事内容および状況により、開催可能時間を変更させていただくことがあります。また、施設運営に支障が無いと認められる場合に限り、上記時間帯以外にも実施いただける場合があります。事前に実施内容をご相談ください。

■使用受付

- 『使用日の属する月』の『6ヶ月前にあたる月の1日』より受付いたします。
なお、連続して2日以上使用しようとするときは、その最初の日を使用日とします。

例：使用希望日が2021年4月28日～2021年5月6日の場合
⇒2020年10月1日より受付開始

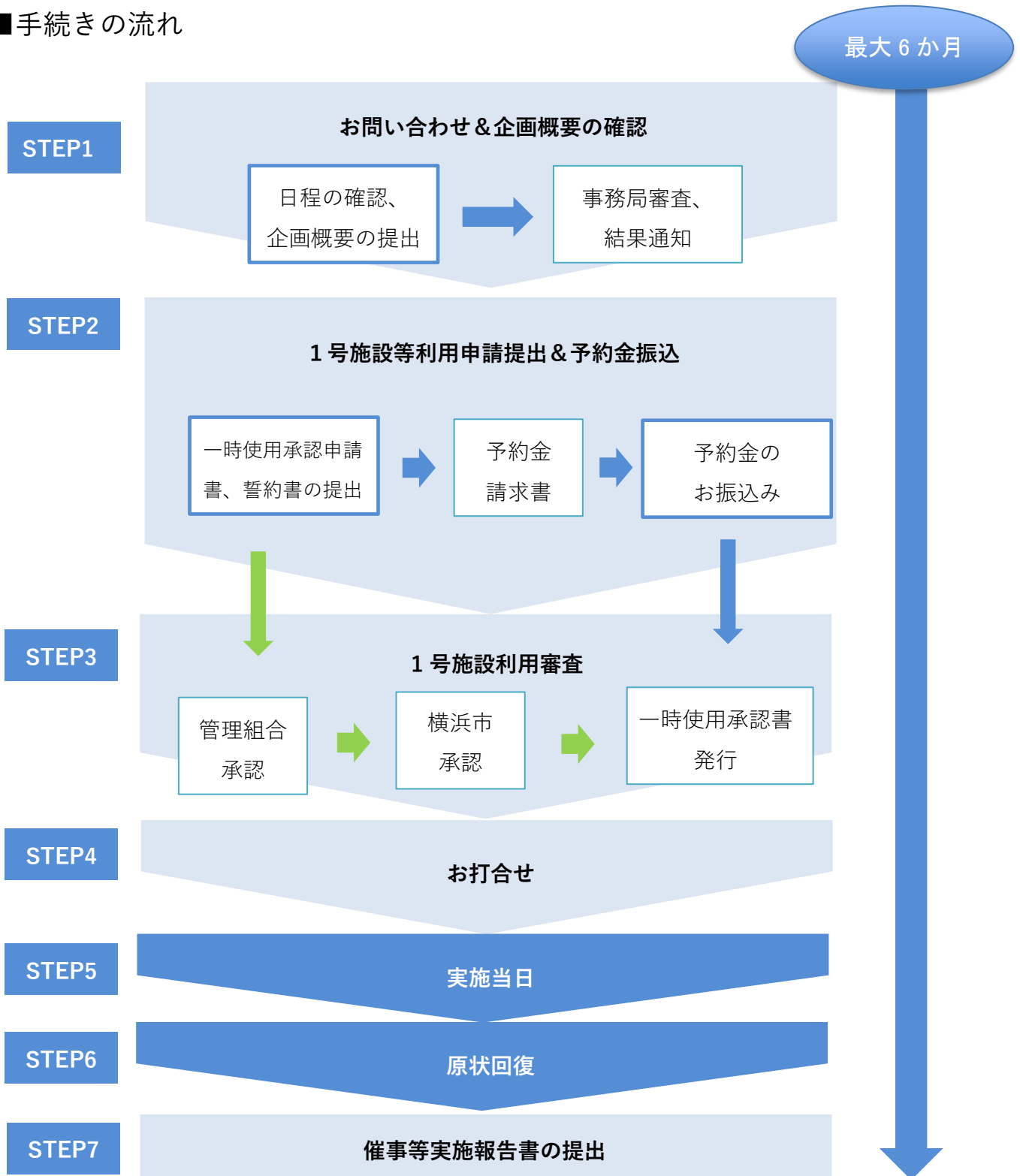
- 原則として、催事等実施日の4か月前までに、電子メールにてお申し込みください。

一般社団法人ドレッセ WISE たまプラーザエリアマネジメント事務局
電子メール：info.dwta@gmail.com
(営業時間：平日 10:00～18:00)

使用にあたっての手続き

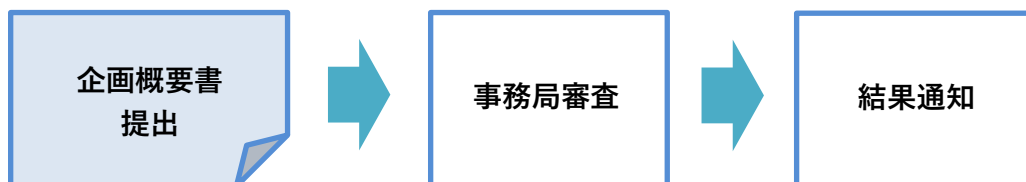
本施設の使用については、本使用ガイドの内容を全てご確認のうえ、お手続きください。

■手続きの流れ



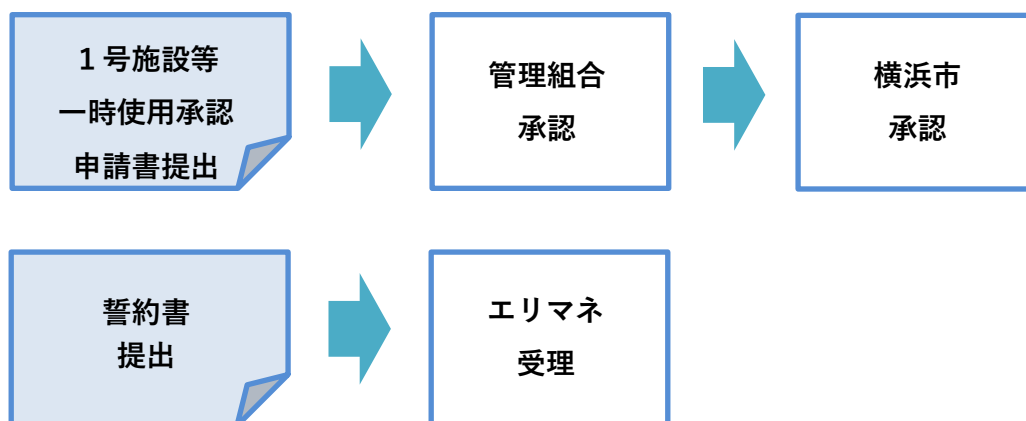
■STEP 1：お問い合わせ & 企画概要の確認

- 催事等の使用希望日と使用内容が具体的にわかる企画概要書をご提出ください。
企画概要書の提出にあたっては、電子メールでご提出ください。
- ご提出いただいた企画概要書をもとに審査を行い、その結果をお知らせいたします。



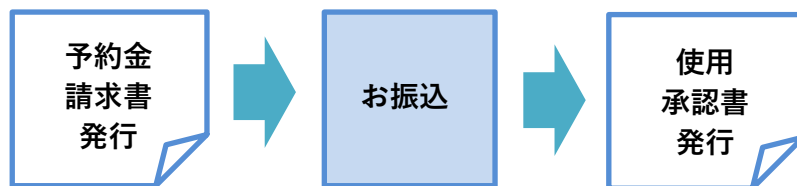
■STEP 2：1号施設等使用審査

- 事務局審査の結果、企画内容、日程ともに実施可能と認められた場合には、別紙の「1号施設等一時使用承認申請書」および添付資料と「誓約書」をご提出いただきます。
- 「1号施設等一時使用承認申請書」および添付資料は、ドレッセ WISE たまプラーザ管理組合の承認を受けたのち、横浜市に提出します。
- 「誓約書」はドレッセ WISE たまプラーザエリアマネジメント事務局にご提出ください。



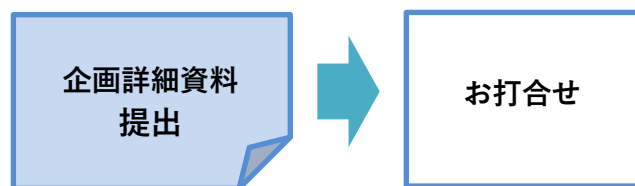
■STEP 3：実施の確定 & 予約金のご請求

- エリマネが誓約書の受理後、予約金（使用料の全額）の請求書をお送りいたします。予約金はエリマネが指定する期日までに指定の口座にお振込みください。なお、振込手数料は主催者側でご負担願います
- 予約金の受領と、横浜市からの「1号施設等一時使用承認書」発行の確認次第、エリマネより使用承認書を発行し、使用契約の成立といたします。使用承認書は、催物終了まで大切に保管してください。
- 市もしくは管理組合の利用承認が得られない場合は返金（無利子）いたします。
- 支払期日までに予約金のお支払いがない場合は主催者の都合で申込を取り消したものとみなします。



■STEP 4：お打合せ

- 主催者様側から使用責任者を1名選出し、エリマネまでご報告ください。
 - 使用責任者は、下記の内容が含まれた企画詳細資料を次の通りに作成し、提出してください。
 - ①実施概要：イベント実施に伴う名称・日時・場所などの基本情報 *
 - ②スケジュール表：設営開始から撤収完了まで（※連日使用の場合は、設営・撤去は1日ごとに必要となります）
 - ③図面：配置図 *
- *については、STEP 2 で必要となる場合があります。
- 上記以外にも必要な資料の提出および打合せの実施をお願いする場合があります
 - 催事等の開催により、近隣施設等に影響が出るとエリマネが判断した場合、事前にエリマネと内容等を調整していただくことが必要となります。
 - 施設管理・運営上の理由により計画を変更していただく場合がございます。
 - 広告物、設置物等のデザインに関して、事前にエリマネにて審査を行い、調整していただく場合があります。



■STEP 5：実施当日

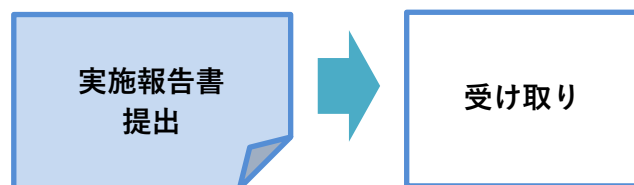
- エリマネの指示に従って、本施設をご使用ください。
- 当日、設営前および撤収後に管理組合（1号施設等管理者）による現場チェックがあります。担当者1名の立会いをお願いします。

■STEP 6：原状回復

- 本施設使用終了後、また使用中止後、直ちに主催者様の負担で使用対象施設の原状回復を実施してください。
- 主催者様が原状回復義務を履行しないときは、エリマネがこれを代行し、その費用及び主催者様が原状回復義務を履行しないために生じた損害の賠償を主催者様へ請求できるものとします。
- 建物・設備・備品・器具等を破損、毀損又は紛失された場合、実費を申し受けます。
- 1号施設等管理者および主催者様、エリマネが実施する原状回復検査の合格をもって、使用終了と致します。

■STEP 7：実施報告書のご提出

- 後日、実施した催事等についての報告書をご提出いただきます。



使用における留意事項

■ 運営管理責任

使用期間中における施設の管理、来場者の整理・案内、盗難、火災、事故等の防止、急病・けが人発生時の対応等については、主催者の責任において必要な対策を講じてください。

■ 来場者動線

当施設は、通常は一般に開放している施設になります。催事等実施中は、歩行者用通路の幅員を6m以上確保し、安全で快適な通行確保の徹底をお願いいたします。

■ 連日使用の場合の注意

当施設は、通常は一般に開放している施設になります。連日使用の場合は、設営・撤去は1日ごとに必要となります。

■ 搬入・搬出

当施設、および周辺は住宅地であり、路上駐車については、所轄警察署から指導を受けております。搬出入は事前に入念なご検討・ご調整いただき、計画的かつ安全に十分配慮した作業実施をお願いいたします。

反社会的勢力の排除

1. 主催者または申請者は、エリマネに対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

2. 主催者または申請者が、反社会的勢力に属すると判明した場合、エリマネは催告をすることなく、本承認を取り消すことができますものとします。
3. エリマネが、2の規定により、本承認を取り消した場合において、エリマネはこれによる主催者または申請者の損害を賠償する責を負いません。
4. 2の規定により、エリマネが本承認を解除した場合において、主催者または申請者は、エリマネならびに施設に生じた損害について賠償する責を負っていただきます。

お申込みの取り消し（キャンセル）

■取り消し方法

使用承認書の発行後、使用者側の都合により使用の取り消しを行う場合、受付時間内（平日の10：00から18：00まで）にエリマネにご連絡ください。

使用解約申入れ書にご記入・ご捺印いただくことにより使用解約とさせていただきます。

■使用開始前の取り消し

以下の基準によりキャンセル料金を申し受けます。

- ① 結果通知から使用開始日の61日前まで : 会場使用料金の30%相当額
- ② 使用開始日の60日前以降31日前まで : 会場使用料金の50%相当額
- ③ 使用開始日の30日前以降 : 会場使用料金の全額相当額

なお、使用解約の時点で既に発生している実費については、上記キャンセル料金とは別にお支払いいただきます。

※エリマネ側の都合による取り消しの場合は全額返金いたします。

■使用期間中の取り消し

ご使用期間中に、使用者側の都合により使用を中止する場合は、原則として会場使用料金の全額をお支払いいただきます。

ただし、エリマネ側の都合により使用の中止を申し入れた場合の使用料金は、全額返還いたします。

また、主催者様の責によらない天変地異や不測の事故・災害で使用場所の使用が不可能となった場合、使用料金は全額返還いたしますが、そのために生じた損害の賠償はいたしません。

使用の不承認

以下の項目に該当する場合は、不承認となりますのでご了承ください。

1. 催物等の開催により、使用場所及びその周辺に混乱または危険が生じるもの。
2. 公の秩序又は善良なる風俗を害する恐れがあるもの。
3. 集团的・常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるもの。
4. 特定の政治団体、宗教団体等の利益となるもの。
5. 風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業およびこれに類するもの。
6. ネットワークビジネス、マルチビジネスもしくはその活動等に類するもの
7. 公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等に関するもの。
8. 特定な者しか参加できないもの。
9. 署名、勧誘、キャッチセール等の行為があると認められるもの。
10. 異常な騒音、臭気等の発生が予測されるもの。
11. 施設の管理上支障があるもの。
12. 施設使用後の原状回復が困難であるもの。
13. 支払期限日までに予約金の支払がない場合
14. 閉鎖的な空間を作り出すもの。
15. 上記に掲げるもののほか、その使用が不相当と認められるもの。

承認の取り消し・使用の中止

以下の項目に該当する場合は、その場でイベントを中止させていただき、承認を取り消します。この場合、お支払いいただいた料金等は返還いたしません。また、このために生じた損害の賠償はいたしません。

1. 「使用承認申請書」の記載に偽りがあった場合、もしくは申請時と使用時の催事等の内容が大きく異なる場合
2. 使用規則及びエリマネの指導に従わない場合
3. 使用の権利を他に転貸・譲渡した場合
4. 関係諸官庁から中止命令が出た場合
5. エリマネ運営上、支障があると認められた場合
6. 大規模地震対策措置法により警戒宣言が発令された場合
7. 「反社会的勢力の排除」に抵触していると求められる場合

関係諸官庁への届出

エリマネとの事前の打合わせとあわせて、主催者様は期日までに関係諸官庁へ必要な届出を行ってください。なお、上記届出書類は予めエリマネにて拝見しますので、各1部ご提出ください。

また、許可取得後、その許可された諸届出のコピーを一部ご提出ください。万一届出不備のため開催不能となった場合、エリマネではその責任は負いません。

この場合、お支払いいただいた料金等は返還いたしません。

指定会社及び立会い

安全管理のため、搬入・搬出時及び運営スタッフが不在となる時、その他、エリマネが必要と認める場合については、警備会社による警備を行っていただきます（自己負担）。

ただし、各社との間に生じた事故・トラブルに関しては、エリマネは何等責任を負いません。

催事等の内容の公開

1. 使用決定後は、エリマネの判断により、エリマネ開催催事等として公表することがあります。
2. 催物等の開催中は、エリマネスタッフ、およびエリマネが委託した者が催事等の内容を撮影することがあります。開催後はエリマネ広報活動として写真を使用する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
3. また、催事等の様子を撮影した写真をご提供頂くこともあります。同様に、その写真を当方の広報活動に利用することがありますことを予めご了承ください。

使用時の注意事項

使用に際して以下の事項を必ずお守りください。

1. 使用期間中においては、そのスペースもしくは使用内容により発生した事故については、使用者自身のみならず、関係会社や来場者行為であっても、全て使用者に責任を負っていただきますので、事故防止には万全を期してください。
2. 本施設は公共空地およびマンション敷地内であり、常時開放しております。催事等実施中は、来場者等の安全・快適かつ自由な通行を阻害しないように留意してください。また、点字ブロック上への什器や物品の設置はできません。
3. 使用期間中、責任者は必ず会場内に常駐し、エリマネ側と相互連絡のとれる状態を保ってください。
4. 本施設の使用（搬出入時も含む）の人的・物的損害に対する賠償責任は、主催者様の負担となります。また、使用期間中の観客の整理及び安全管理は主催者様の責任で行ってください。
5. 搬入時間及び経路の制限がありますので、事前に確認のうえ、作業をお願いします。
6. 搬入・搬出時は通行人に危害を与えないよう、主催者様の責任において警備員を配置してください。（別途契約）
7. 搬出搬入及び車両に関しては養生や車両重量などについて規定を設けています。お打合せにて詳細をご確認ください。その他施設、備品、および付帯設備等を汚損、破損するおそれのある場合には、事前に弊社の承認をうけたうえ、使用者の責任と負担において適切な養生を必ず行ってください。
8. 建物・設備・器具・備品等への糊付け、貼り紙、釘打ちなど原状回復を困難にする行為は堅くお断りいたします。
9. 造作物、看板等の設置に当たっては風速20m/sの風に耐えられるよう、施工設置してください。ただし、記載の数値は目安ですので、使用者がその責任において安全に配慮した設計を行い、状況に応じた対応を取ってください。
10. 設営（仕込み）を完了させた時点で、必ずエリマネのチェックを受けてください。エリマネのチェック時、設営の不備等があった場合はその場で再度調整していただきます。

11. 電源盤の ON/OFF は、必ずエリマネの立ち会いのもとで行ってください。また、電源盤の周りの安全確保は必ず行ってください。
12. 施設内は禁煙となっております。
13. 近隣施設等の迷惑となる音出し（55 デシベル以上の音量）はお断りいたします。また、他施設等より苦情等が出た場合は、止むを得ず中止等の対応をしていただく場合がございます。
14. 看板・ポスター・チラシ等の掲示及び配布は、予めエリマネの承認を必要とし、所定の場所以外への掲示及び配布は堅くお断りします。また、終了後速やかに撤去してください。
15. WEB サイトを含む催事等の告知に関する広告類の掲示、及びチラシ等の配布を行う場合、内容、表現等の確認が必要となりますので、事前にサンプル等をご提出ください。
16. 催事等開催中にメディア等の取材を受ける場合には、事前にエリマネの承認を受けてください。
17. 催事等開催中、また設営・撤去時に出たゴミ等は主催者様が責任を持ってお持ち帰りください。ドレッセ WISE たまプラーザゴミ箱等に投棄する行為は堅くお断り致します。
18. その他会場運営上、安全が損なわれる場合はエリマネより主催者様に警備員もしくはスタッフの配置を要請する場合があります。
19. 使用承認を受けた方が、その権利を譲渡、または転貸することはできません。
20. 音・光（照明等）など近隣施設等に影響が出るとエリマネが判断した場合、近隣施設への催事開催の告知が必要になります。
21. その他施設の利用についてはエリマネの指示に従ってください。

原状回復の義務

使用終了後は、使用箇所及び利用施設の原状回復と清掃を主催者様にて行っていただきます。使用終了後にエリマネにて点検を実施し、原状回復されていない箇所がある場合には、主催者様へご連絡のうえ、原状回復を実施していただきます。

なお、主催者が原状回復義務を履行しないときは、エリマネがこれを代行し、その費用および、主催者様が原状回復を履行しないことにより生じた損害の賠償を主催者様へ請求させていただきます。

禁止事項

上記に定めるほか、ドレッセ WISE たまプラーザでは次に掲げる行為が禁止されており、次の各号のいずれかに該当する行為を行い、又は行おうとする方に対して、行為の中止、利用の制限、原状回復又は退去を命ずる場合があります。

1. 悪臭、ガス、煙等を発散する恐れのある物品を持ち込むこと。
2. 発火し、若しくは引火しやすいもの又は爆発のおそれのある物品を持ち込むこと。
3. 関係諸官庁への届出および受理なしに、火気を使用すること。
4. 来街者の通行の妨げとなるもの又は広告物を設置すること。
5. 自動車等により走行又は駐車すること。
6. 自転車、バイク又はスケートボード等により走行又は駐輪等すること。
7. 署名、募金、アンケート調査、勧誘等を行うこと。
8. 土地及び物件を傷付け、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
9. 許可なく食品又は物品の販売をすること。
10. 犬を綱、鎖等で保持せず移動すること。
11. ごみその他の廃棄物を投棄し、その他不衛生な行為をすること。
12. 喫煙をすること。

なお、エリマネによる一時使用承認を受けた方は、当該一時使用承認に係る条件又は指示に従うことを条件として、上記に規定する行為をすることができる場合もあります。

その他

1. 本規定は民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、当法人は以下の場合に、当法人の裁量により本規定を変更することがあります。
 - (1) 本規定の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 前項により、当法人が本規定を変更する場合、本規定を変更する旨および変更後の利用案内の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の 1 ヶ月前までに、コミュニティ・コアに掲示します。
3. 変更後の本規定の効力発生日以降に、利用者が本サービスを利用したときは、本規定の変更に同意したものとみなします。

貸出備品と設営ポイント

以下の備品を貸し出しています。予約の際にエリマネにご相談ください。

商品名	数量	金額/1点 (1日)	備考
会議テーブルK T-30シリーズ 棚なし	10	500	W180,D60,H70
会議テーブル ピエナ フラップ型 正方形天板 塗装脚	5	500	W75,D75,H72
会議イス スプライン サークルメッキ脚	50	300	
会議イス チェアポーター (30脚可能)	2	500	
会議テーブル カーム 幕板付き 棚付き	1	1,000	W150,D60,H72
会議イス ピエガ 背クッション ブラックシェル メッキ脚	1	300	
パラソル付きテーブル	4	1,000	
アームチェア 4.4kg	14	300	
■テント関連■基本モジュール モバイルキャリア付 3m×3m	4	4,000	雨樋(3m用)、ウォール(3m用)、 ウエイト、固定ベルト、接続金具
■テント関連■基本モジュール モバイルキャリア付 2m×2m	4	3,000	雨樋(2m用)、ウォール(2m用)、 ウエイト、固定ベルト、接続金具
コクヨプロジェクタースクリーン	1	2,000	
エプソンプロジェクター	1	3,000	
プロジェクター台	1	300	
講演台 キャスター&中棚& マガジンラック付	1	500	
音響一式	1	3,000	CD付キャリングアンプ、2ウェイスピーカー、スピーカー スタンド、キャリングアンプ用スピーカーコード、ワイレス チューナーユニット、ワイレスマイクホン、ワイレスアンテナ
照明一式(一式2個)	一式 2個	1,500	
テント用養生シート	32	200	
台車	1	500	

リール	3	200	
鍋一式	2	2,000	

■設営 & 運営時のポイント

●催事等を実施する際は、以下の写真のような設営 & 運営をお願いします。



<テントの設置>

- ① タイルに傷がつかないように、足の下にマットを敷く
- ② 風で飛ばないように重りをつけたり、紐で固定するなどの対策をする

※フックで固定可能な場所もございます。事前にご相談ください



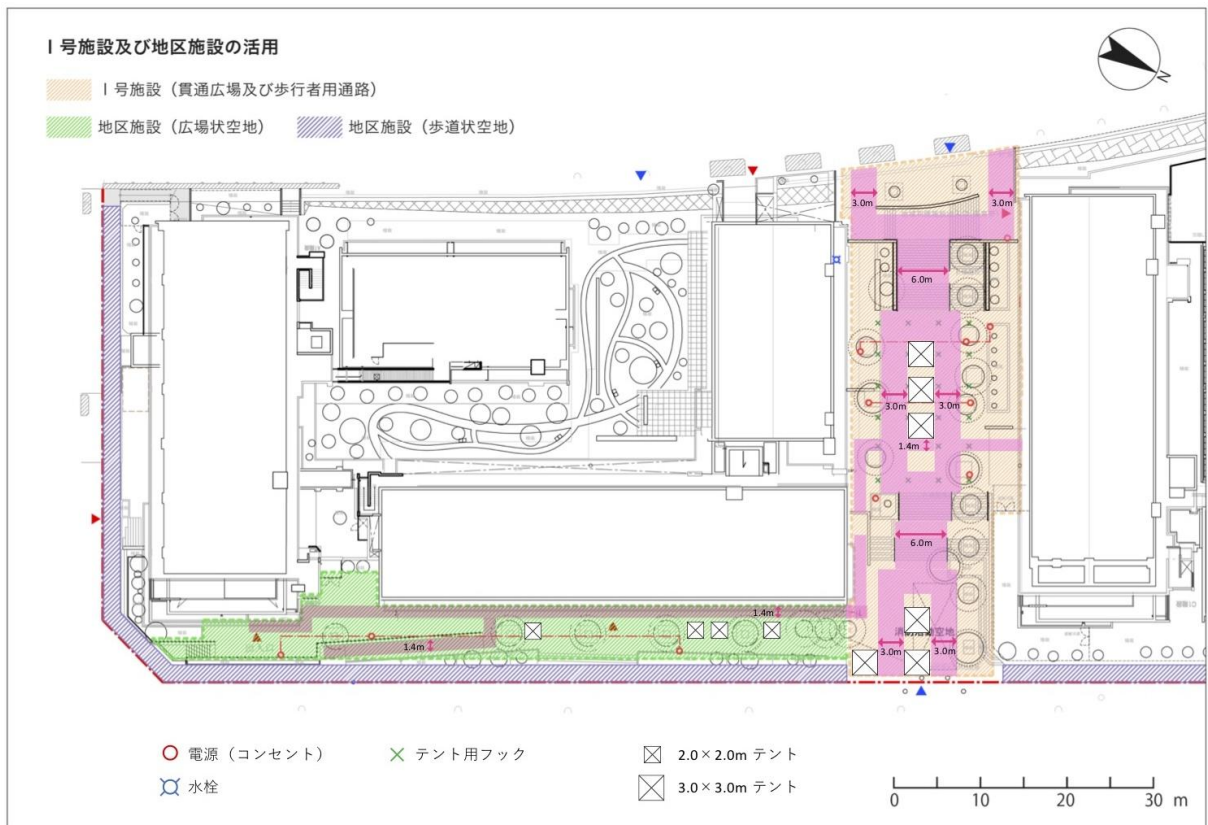
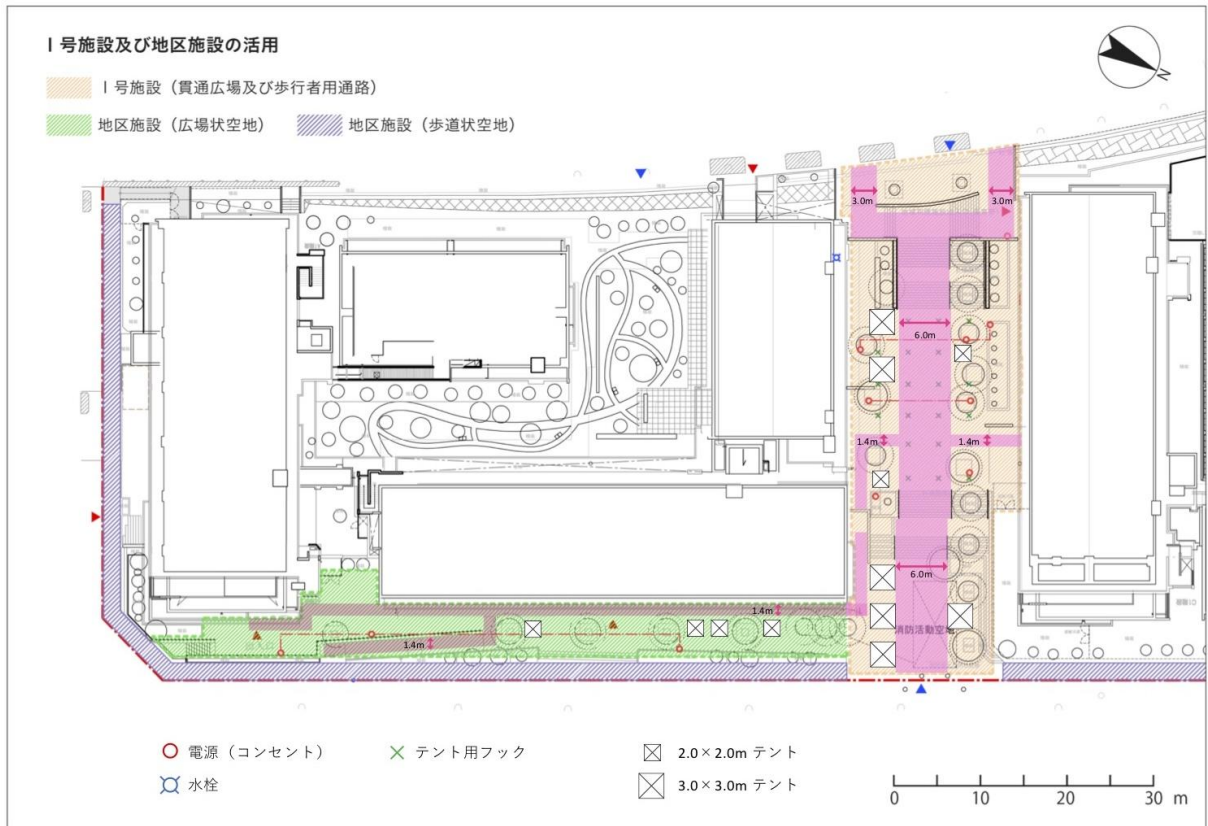
<什器等の設置>

- ① タイルに傷がつかないように、養生をする



- ② 椅子などの稼働できる備品の足元には、スポンジ等をつけ、タイルに傷がつかないようにする

参考：使用レイアウト例



参考：実施イベント



参考：申請書類等

- 誓約書
- 使用承認書

別紙様式第1号

「ドレッセWISEたまプラーザ1号施設等」

誓約書

年 月 日

ドレッセWISEたまプラーザエリアマネジメント へ

「ドレッセWISEたまプラーザ1号施設等」の使用にあたっては「ドレッセWISEたまプラーザ1号施設等 使用ガイド」の内容を遵守することを確約致します。

住 所 〒

電話番号

団体・企業名

代表者名

印

「ドレッセWISEたまプラーザ1号施設等」

使用承認書

(承認番号第 号)

年 月 日

●●●●●●●●●●御中

ドレッセWISEたまプラーザエリアマネジメンツ

年 月 日付けで申請のありました「ドレッセWISEたまプラーザ1号施設等」の使用について承認します。

なお、使用に当たっては、申請の内容に従って使用するとともに、「ドレッセWISEたまプラーザ1号施設等使用ガイド」の内容を遵守してください。

エリマネ承認印

お問合せ

一般社団法人

ドレッセ WISE たまプラーザエリアマネジメンツ 事務局

営業時間：平日 10:00～18:00

住 所：〒225-0002

神奈川県横浜市青葉区美しが丘 1 丁目 8

CO-NIWA たまプラーザ

連絡先：info.dwta@gmail.com

2026 年 3 月 25 日改定